



# 自転車活用推進計画について

平成30年12月26日  
近畿地方整備局 道路部  
道路企画官 栗津誠一

# ① 自転車活用推進法

---

# 自転車活用推進法に関する経緯

平成28年12月9日 ○自転車活用推進法の成立（※議員立法、衆・参とも全会一致）



平成28年12月16日 ○自転車活用推進法の公布



平成29年3月17日 ○自転車の活用の推進に関する業務の基本方針について（閣議決定）



平成29年4月25日 ○関連政令の改正等



平成29年5月1日 ○自転車活用推進法の施行（本部発足・本部事務局設置）



平成29年6月13日 ○第1回 自転車活用推進本部会合

# 自転車活用推進法の概要

## 基本理念

- 自転車は、**二酸化炭素等を発生せず**、**災害時において機動的**
- 自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和等**、**経済的・社会的な効果**
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



## 自転車の活用を総合的・計画的に推進

## 責務

- 国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- 公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携等に努める**
- 国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

## 自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定し、国会に報告**
- 都道府県・市区町村 : **区域の実情に応じ計画を定めるよう努める**

## 自転車の日・月間

- **5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

- 国土交通省に「**自転車活用推進本部**」（本部長：国土交通大臣）を設置
- 国土交通省道路局に「**自転車活用推進本部事務局**」を設置、**各府省庁職員を併任**
- 本部において、関係省庁局長級で構成する**関係府省庁連絡会議**を設置

## 自転車活用推進本部

- 【本部長】** 国土交通大臣  
**【本部員】** 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣  
経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官  
国家公安委員会委員長  
内閣府特命担当大臣（交通安全対策）（※）  
（※法の規定に基づき、内閣総理大臣が指定して追加）

## 自転車活用推進本部事務局

- 【事務局長】** 国土交通省道路局長  
**【事務局長代理】** 国土交通省官房審議官（道路局担当）  
**【次長（常駐）】** 国土交通省道路局参事官 [新設]  
**【次長（非常駐）】** 内閣府大臣官房企画調整課長  
※併任発令  
同 政策統括官付参事官（交通安全対策担当）  
警察庁交通局交通企画課長  
総務省大臣官房企画課長  
文部科学省スポーツ庁健康スポーツ課長  
厚生労働省健康局健康課長  
経済産業省大臣官房参事官（製造産業局担当）  
環境省地球環境局地球温暖化対策課長

## 関係府省庁連絡会議

- 【議長】**  
国土交通省道路局長  
（本部事務局長）
- 【構成員】**  
内閣官房内閣審議官  
内閣府大臣官房総括審議官  
内閣府政策統括官（共生社会政策）  
警察庁交通局長  
金融庁監督局長  
消費者庁次長  
総務省大臣官房総括審議官  
文部科学省スポーツ庁次長  
厚生労働省健康局長  
経済産業省製造産業局長  
環境省地球環境局長

※大臣が本部員でない省庁も含む  
※必要に応じて下部組織を設置可

## ② 自転車活用推進計画

---

# 自転車活用推進計画に関する法律上の規定

## 自転車活用推進計画の要件（自転車活用推進法第9条）

政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

## 自転車の活用の推進に関する基本方針（法第8条）

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 自転車専用道路等の整備         | ② 路外駐車場の整備等        |
| ③ シェアサイクル施設の整備        | ④ 自転車競技施設の整備       |
| ⑤ 高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥ 自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦ 情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧ 交通安全に係る教育及び啓発    |
| ⑨ 国民の健康の保持増進          | ⑩ 青少年の体力の向上        |
| ⑪ 公共交通機関との連携の促進       | ⑫ 災害時の有効活用体制の整備    |
| ⑬ 自転車を活用した国際交流の促進     | ⑭ 観光来訪の促進、地域活性化の支援 |
| ⑮ その他特に必要な施策          |                    |

## 地方版自転車活用推進計画（法第10条及び11条）

都道府県(市町村)は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県(市町村)の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。

# 自転車活用推進計画の構成

## 1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け〈経緯、法律の基本理念等〉
- (2) 計画期間（長期的な展望を視野に入れつつ2020年度まで）
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

## 2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

- ▶ 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する**目標**と、目標達成のために実施すべき**施策**を記述

## 3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

- ▶ 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な**措置**を記述

## 4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 財政上の措置等
- 調査・研究、広報活動等
- 附則に対する今後の取組方針



# 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

## 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。（基本方針①）  
 【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数  
 [実績値 0団体 (2017年度) ⇒ 目標値 200団体 (2020年)]  
 【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク概成市町村数  
 [実績値 1市町村 (2016年度) ⇒ 目標値 10市町村 (2020年度)]
2. 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進。（基本方針②）
3. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進。（基本方針③、⑭）  
 【指標】サイクルポートの設置数  
 [実績値 852箇所 (2016年度) ⇒ 目標値 1,700箇所 (2020年度)]
4. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進。（基本方針⑩、⑮）
5. 社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進。（基本方針⑦）
6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施。（基本方針①、⑮）

## 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進。（基本方針④）
8. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進。（基本方針⑩）
9. 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進。（基本方針⑨）
10. 企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進。（基本方針⑨）  
 【指標】通勤目的の自転車分担率  
 [実績値 15.2% (2015年度) ⇒ 目標値 16.4% (2020年度)]

## 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進。（基本方針⑬）
12. 官民が連携した走行環境の整備や、サイクリトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進。（基本方針⑭）  
 【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数  
 [実績値 0ルート (2017年度) ⇒ 目標値 40ルート (2020年度)]

## 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進。（基本方針⑤）  
 【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率  
 [実績値 29.2% (2016年度) ⇒ 目標値 40% (2020年度)]  
 【指標】自転車乗用中の交通事故死者数 ※本指標については13～17に対応  
 [実績値 480人 (2017年) ⇒ 目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)]
14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進。（基本方針⑥）  
 【指標】自転車技士の資格取得者数 ※本指標は13及び14に対応  
 [実績値 80,185人 (2017年度) ⇒ 目標値 84,500人 (2020年度)]
15. 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進（基本方針⑧）
16. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進。（基本方針⑧）  
 【指標】交通安全について指導している学校の割合  
 [実績値 99.6% (36,325校) (2015年度) ⇒ 目標値 100% (36,487校) (2019年度)]
17. 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進。（再掲）
18. 危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心を向上。（基本方針⑯）